公　　告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第８条第２項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

令和８年１１月２０日

東広島市長　　髙　垣　廣　徳

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

ゆめモール西条（B敷地）

(2) 所在地

東広島市西条町助実字原比１１９８番ほか

２　変更に係る事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

名　　称	代表者の氏名	住　　所
株式会社イズミ	代表取締役 町田　繁樹	広島市東区二葉の里三丁目3番1号
コーナン商事株式会社	代表取締役 疋田　直太朗	大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1
株式会社ゲオホールディングス	代表取締役 遠藤　結蔵	愛知県名古屋市中区富士見町8番8号
株式会社ワークマン	代表取締役 小濱　英之	群馬県伊勢崎市柴町1732番地

（変更後）

名　　称	代表者の氏名	住　　所
株式会社イズミ	代表取締役 町田　繁樹	広島市東区二葉の里三丁目3番1号

コーナン商事株式会社	代表取締役 疋田　直太朗	大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1
株式会社セカンドリテイリング	代表取締役 遠藤　結蔵	愛知県名古屋市中区富士見町8番8号
株式会社ワークマン	代表取締役 大内　康二	群馬県伊勢崎市柴町1732番地

3　変更年月日

名　　称	変更に係る事項	変更年月日
株式会社セカンドリテイリング	名称変更	令和８年１０月１日
株式会社ワークマン	代表者変更	令和８年４月１日

4　変更の理由

小売業者の名称、代表者変更のため

5　届出年月日

令和８年１１月９日

6　縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和８年１１月２０日（金）から令和９年３月１９日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）とし、縦覧時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部産業振興課

東広島市西条栄町８番２９号

7　意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和９年３月１９日（金）

(2) 提出先

東広島市産業部産業振興課